

狭山市の中心拠点 西口再開発事業が スタートします

市と施行予定者の都市再生機構では、狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業の事業化に向け、関係権利者などとの調整を経て、事業計画書を作成し、3月30日に都市再生機構が国土交通大臣に事業計画認可の申請をしました。今月は、狭山市駅西口地区整備の中心事業となる市街地再開発事業の事業計画概要をお知らせします。

狭山市駅西口地区 第一種市街地再開発事業計画の概要

事業計画では、平成16年11月19日に都市計画決定をした大枠の計画概要に基づき、事業の目的、施行地区、施設建築物・公共施設の設計の概要、資金計画、事業施行期間などを定めています。

事業の目的

この事業は、駅前広場や都市計画道路などの整備を行い、狭山市駅前の交通環境の改善を図るとともに、市の中心拠点として魅力ある景観を備えた安全で快適な賑わいのある中心市街地の形成を図るため、良好な居住環境を備えた都市型住宅を供給し、商業やコミュニティ・文化・行政など生活拠点施設の整備を行うことを目的としています。

資金計画

市では、施行者に対して法に基づき、国と県から補助金などの交付を受けて、公共施設管理者負担金、地方公共団体分担金を支出します。また、市が取得する公益施設、公共駐車場などの保留床処分金が財源の一部となります。

【事業費】

| | |
|---------|-------------|
| 調査設計計画費 | 21億8千万円 |
| 土地整備費 | 3億8千300万円 |
| 補償費 | 74億1千700万円 |
| 工事費 | 115億900万円 |
| 事務費 | 13億600万円 |
| 建設利息 | 3億5千200万円 |
| 合計 | 231億4千700万円 |

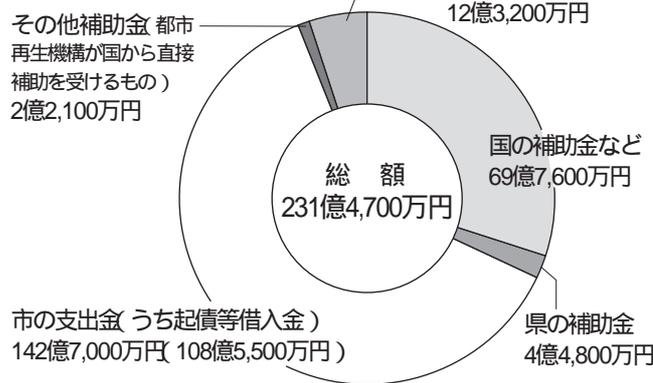
【財源】

| | |
|------------|-------------|
| 公共施設管理者負担金 | 97億5千800万円 |
| 地方公共団体分担金 | 51億9千100万円 |
| その他補助金 | 2億2千100万円 |
| 保留床処分金 | 79億7千700万円 |
| 合計 | 231億4千700万円 |

道路など公共施設の整備に要する経費を国と市が負担します
地方公共団体分担金
建築敷地の調査設計計画費、土地整備費、補償費、建築物の工事費に要する経費の一部を国、県と市が負担します
その他補助金
建築物の工事費などの経費の一部を都市再生機構が直接国からの補助金として交付を受けます
保留床処分金
保留床（権利床以外）の処分金

事業費の財源中、現在見込まれる市の支出などは次のとおりです。詳しい内容は、市の公式ホームページでもお知らせします。ぜひご覧ください

【財源など内訳】



今後の法手続き（平成18年度中）
事業計画の縦覧 意見書の提出
事業計画認可 権利変換計画策定
全体のスケジュール

事業施行期間 事業計画認可告示の日から平成23年度まで

施設計画概要・配置計画図

公共施設計画

- 【幹線街路】
狭山市駅上諏訪線幅員16～17m、延長約100m
狭山市駅霞野線幅員16～25m、延長約170m
狭山市駅西口駅前広場約7,400㎡
(地上部6,500㎡、嵩上部約900㎡)
- 【区画街路】
区画道路1号幅員9～31m、延長約79m
区画道路2号幅員8m、延長約18m
区画道路3号幅員6m、延長約72m
- 【歩行者専用道路】
歩行者専用道路1号幅員4m、延長約85m
歩行者専用道路2号幅員4m、延長約54m
- 【広場】 市民広場約4,000㎡
- 【歩行者専用デッキ】
駅前広場及び市民広場上部約320㎡
- 【下水道】 公共下水道にて整備

1 街区施設建築物計画

- 【敷地面積】約8,100㎡
- 【建築面積】約5,100㎡
- 【延べ面積】約19,500㎡
- 【建ぺい率 / 容積率】約65% / 190%
- 【主な用途】
A1棟: 商業施設
A2棟: 住宅
A3棟: 公共駐車場
A4棟: 公益施設、公共駐輪場

2 街区施設建築物計画

- 【敷地面積】約3,000㎡
- 【建築面積】約2,200㎡
- 【延べ面積】約5,600㎡
- 【建ぺい率 / 容積率】約75% / 170%
- 【主な用途】
B棟: 公益施設、公共駐輪場

狭山市駅西口再開発事務所では、開発地区イメージのビデオを貸し出しています。ぜひご利用ください



【事業名称】 狭山都市計画狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業
【施行面積】 約2.9ヘクタール

問合せ 狭山市駅西口開発事務所
2955 0023
縦覧場所
狭山市駅西口開発事務所
時間は、いずれも8時30分～17時。土・日曜日と祝・休日を除きます

縦覧期間
4月18日～5月1日
意見書の提出(受付)期間
4月18日～5月15日

4月18日 から
事業計画書を縦覧します
市では、国土交通大臣から事業計画書の縦覧通知を受け、次のとおり、公衆に縦覧します。なお、当事業に関係のある権利者が、事業計画書に対して意見があるときは、国土交通大臣に意見書を提出することができます。

| 期間 | 事業内容 |
|--------|------------------------------------|
| 平成18年度 | 事業計画認可公告 権利変換計画縦覧 権利変換計画認可公告 |
| 平成19年度 | 除却工事 1街区建築工事 |
| 平成20年度 | 工事 |
| 平成21年度 | 1街区再開発ビルの引渡し・街開き |
| 平成22年度 | 2街区建築工事 |
| 平成23年度 | 完了 |